

平成28年第2回

美里町農業委員会定例総会議事録

第2回美里町農業委員会定例総会

1 開催日 平成28年2月25日(木)午後3時00分から午後4時41分

2 開催場所 美里町南郷庁舎2階 庁議室

3 出席委員(17名)

1番 佐々木 裕一	2番 佐藤 清	3番 遊佐 恭一
4番 久道 雄悦	5番 伊藤 恵子	7番 高橋 繁廣
8番 三浦 淳子	10番 大崎 幸信	11番 福田 なほ子
13番 小野 保裕	14番 邊見 勝寿	15番 鈴木 龍一
16番 鈴木 幸博	17番 我妻 卓美	18番 高橋 建一
19番 大友 重善	20番 渡邊 雅光	

4 欠席委員(3名)

6番 後藤 幸太郎	9番 伊藤 雄一	12番 柴山 真二
-----------	----------	-----------

5 報告事項

- 1 農家相談日について
- 2 使用貸借権の合意解約による通知について
- 3 利用権設定の合意解約による通知について
- 4 農地の形状変更届け出について
- 5 非農地証明願について

6 議事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について

第2号議案 農用地利用集積計画書審議について

第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第5号議案 下限面積(別段の面積)の設定について

7 その他連絡・報告事項

1. 平成28年2月事業報告について
2. 平成28年3月事業予定について
3. その他

- 8 農業委員会事務局職員
事務局長 佐藤 吉則
事務次長 菊地 和則

9 会議の概要

事務局	<p>それでは、定刻となりましたので、平成28年第2回美里町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、渡邊会長からご挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>(挨拶内容省略)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、議事に入っていきたいと思います。ここからは、美里町農業委員会会議規則第5条によりまして、会長が議長となり議事を整理するということになっておりますので、会長、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、開会に入る前にきょうご存じのとおり3名が欠席でございます。伊藤雄一委員、それから柴山真二委員、後藤幸太郎委員ということで、全て事務局なり私に欠席の連絡が入っておりますので、皆様方にお伝えをしたいと思います。</p>
議長	<p>それでは、これより第2回美里町農業委員会総会を開きます。</p>
議長	<p>本日の出席委員は17名であり、農業委員会に関する法律第21条3項の規定を満たしておりますので総会は成立しております。</p>
議長	<p>次第の3番、議事録署名委員の選任でございますが、会議規則第15条1項の規定により2名を議長より指名をいたします。3番遊佐恭一委員、4番久道雄悦委員のお二人にお願いをいたします。</p>
議長	<p>4番の報告事項に入ります。</p> <p>報告事項1、農家相談日について。</p> <p>2月は5日と22日の2回開催しております。各担当委員の方より報告をいただきます。お願いします。</p>
各担当委員	<p>報告事項1について報告を行った。</p>
議長	<p>ご苦労さまでした。</p>

4人のうち3人が、遊休農地というのか耕作放棄地の意向調査の文書を出した人が農家相談に来られた。事前に連絡はほとんどなかったと思いますが、それだけ反応があると。そして意向調査の返信も続々と今集まってきている状態です。その辺のところを後で取りまとめて皆様方にご報告申し上げたいと思います。

2日間、ご苦労さまでございました。

議長

続きまして、報告事項2番使用貸借権の合意解約による通知について、3番利用権設定の合意解約による通知について、4番農地の形状変更届出については事務局より一括にて報告を願います。ごめんなさい、5番の非農地証明願までですね、一括で報告願います。

また、2月15日の保全委員会にて現地の確認調査を行っておりますので、事務局の説明後、保全委員長より報告をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

事務局

報告事項2、3、4、5について、議案書に記載のとおり説明を行った。

保全委員長

農地保全委員会は、今月も、邊見委員、鈴木龍一委員、渡邊会長、大友職務代理、そして委員長である私、小野の5名、そして事務局から佐藤局長と菊地次長の計7名により2月15日に現地調査を行いました。まず、形状変更届出書についてですが、番号1については、現地は南小牛田地区の
に位置しております。現地は水稲が作付けされており、静閑な集落が連続している地域です。農地の状態は良好で、特に問題は見あたらず、許可相当と見てきました。非農地証明願についての意見ですが、番号5について、現地は北浦地区の
に位置しております。周辺は宅地化しており、既に公衆用道路として20年以上使用されております。特に問題は見あたらず、現地調査終了後、速やかに証明を出すよう事務局に指示しました。番号6について、現地は北浦地区の
に位置しており、公衆用道路として20年以上使用されております。特に問題は見あたらず、現地調査終了後、速やかに証明を出すよう事務局に指示しました。

議長

ご苦労さまでございました。

以上が報告事項でございましたが、不明な点があれば再度説明をいたします。ございませんか。18番高橋建一委員。

高橋委員

農地形状変更なんですけれども、ここのビニールハウスが1棟とあるんですけれどもこれは大体面積いくぐらいですかね、この割合とか。

議長

私から答えます。3間半の13間ですからちょっと計算してみてください。実は、私の自宅の後ろに空き家があるんです。途中から空き家にはなったんですが、おやじの代から40年以上、約1反歩ぐらい露地野菜と管理してきてくれということでお借りしていた土地があったんですけれども、そこを太陽光発電で売れたということで、ハウスの撤去をせまられまして、やむを得ず経費がかかるんですが大変なんですけれども、ここしか土地がなかったものですから形状変更してハウスを移転したいということで、お願いをしたという経過でございます。以上です。

よろしいですか。

(はいという声あり)

議長

そのほか、報告事項についてございませんか。

(なしという声あり)

議長

なしということでございますので、報告事項を終了いたします。

議長

続きまして、議事に入ります。

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の許可について」事務局より説明願います。

事務局

第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

保全委員長

それでは、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の許可について」の意見について、番号11につきまして、現地は南小牛田地区の位置しております。対象農地は2筆であり、毎年8月実施の利用状況調査により耕作放棄地と認定されております。今月22日に美里町で耕作放棄地対策協議会が設立され、その事業取組みの一環として5年間の使用貸借権を設定しました。既に皆様ご承知のことと思いますので、写真撮影はしません

でしたが、事業は2カ年取り組まなければならないため、事業完了後はきちんと作物を作付けすることを条件に、許可相当とみてきました。番号12について、現地は南小牛田地区の に位置しております。対象農地は3筆であり、ここも番号11と同様、耕作放棄地と認定されております。ここも事業取組みの一環として5年間の使用貸借権を設定しました。番号11と同様、事業完了後はきちんと作物を作付けすることを条件に、許可相当と見てきました。

議長 休憩をいたします。(15:32)

議長 それでは、再開をいたします。(15:52)

議長 第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の許可について」審議をいたします。審議をいたしますが、議案番号11番を除いた7議案について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決に入ります。
議案番号5番から12番のうち11番を除いた7議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認めます。

議長 続きまして、議案番号11番を審議いたしますが、会議規則13条により20番渡邊が退席いたします。大友職務代理と議長を交代いたします。

議長 休憩いたします。(15:53)

職務代理 それでは、再開いたします。(15:54)

職務代理 議案番号11番について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

職務代理

なしということなので、なければ採決いたします。
議案番号11番について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

職務代理

全員賛成と認めます。

職務代理

ここでまた議長を交代いたします。休憩します。(15:54)

議長

それでは再開いたします。(15:55)

議長

第1号議案は、8議案全て賛成と認め、原案どおり許可といたします。

議長

続きまして、第2号議案「農用地利用集積計画書審議について」を議題といたします。

議長

済みません、戻ります。1時間たちましたのでちょっとトイレ休憩をしたいと思います。

議長

休憩をいたします。(15:55)

議長

それでは、再開をいたします。(16:06)

議長

第2号議案「農用地利用集積計画書審議について」を議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局

第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

第2号議案につきまして説明を終了し、審議に入ります。質疑ありませんか。ございませんか。

(なしという声あり)

議長

なしということでございますので、質疑なしと認め採決に入ります。
第2号議案「農用地利用集積計画書審議について」賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成でございます。
第2号議案につきましては、原案どおり許可とし、町長に報告をいたします。

議長

続きまして、第3号議案を議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局

第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

それでは、事務局の説明を終了し審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

なしということでございますので、質疑を終了し採決に入ります。
第3号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について」賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、3号議案は町長に報告をいたします。

議長

休憩をいたします。(16:25)

議長

それでは、再開をいたします。(16:32)

議長

第4号議案「農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について」を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

2月15日に保全委員会にて現地の確認調査を実施しております。保全委員長より確認調査の結果について報告を願います。

保全委員長

第4議案「農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について」ということで、番号3について、現地は北浦地区の、の南側に位置しております。転用目的は一般住宅の建築です。周辺は宅地化しており、農地区分については第3種農地で、特に問題は見あらず、許可相当とみてきました。番号4について、JR東北本線東側、現地はに位置しております。転用目的は賃貸住宅の建築で、周辺は宅地化が著しい地域でございます。農地区分については第3種農地で、特に問題は見あらず、許可相当とみてきました。

議長

続きまして、説明を終了し審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

なしということですが、採決に入ってよろしいですか。

(はいという声あり)

議長

それでは、質疑なしと認め採決に入ります。

第4号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成でございます。意見を付して宮城県知事に進達をいたします。

議長

続きまして、第5号議案、下限面積(別段の面積)の設定について議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

第5号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

事務局の説明を終了し、審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

なしということで、採決に入ってよろしいですか。

(はいという声あり)

議長

それでは、質疑なしと認め採決に入ります。

第5号議案、下限面積(別段の面積)の設定について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、第5号議案、美里町の下限面積は50アールと決定をいたします。

議長

以上で、議事的一切を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第2回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

平成28年2月25日

会 長

署名委員 3番

署名委員 4番